

事務事業コード	708111	事務事業名	市税等徴収・滞納整理事務	担当部	総務部
				担当課	収納課
政策名	7	新たな行政経営によるまちづくり		グループ	収納第1・2・3グループ
施策名	1	健全な財政運営の推進		電話番号	45-5111
基本事業名	1	歳入の確保		内線番号	1411
予算科目	会計	一般会計		事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ
	款	2	総務費		<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返(開始年度 S 25 年度~)
	項	2	徴税费	<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度( ~ )	
	目	2	賦課徴収費	根拠法令・条例等	霧島市税条例, 地方税法等
コード	708111				
関連計画					

1. 現状把握 (1)事務事業の目的と指標 <Do>

① 手 段 (事務事業の概要)		主な活動	平成22年度実績					
納期限内納付の行われなかった納税者に対して、督促状を発送し、それでも納付がない方に対して文書催告や納税相談、訪問徴収を行う。それでも納付がない方に対して預金調査や給与調査や給与調査、不動産調査などの財産調査を行い、差押・公売・換価の滞納処分を実施する。納税資力のない滞納者については執行停止を行う。			財産調査数	6,102人	差押件数	1,118件	執行停止数	494人
			平成23年度計画					
			財産調査数	6,500人	差押件数	1,300件	執行停止数	550人
② 活動指標 (事務事業の活動量)		単位	21年度(実績)	22年度(実績)	23年度(見込)	24年度(見込)		
ア	財産調査数	人	3,106	6,102	6,500	7,000		
イ	差押件数	件	602	1,118	1,300	1,400		
ウ	執行停止数	人	435	494	550	600		
③ 対 象 (誰、何を対象にしているのか)	④ 対象指標 (③対象の大きさを表す指標)	単位	21年度(実績)	22年度(実績)	23年度(見込)	24年度(見込)		
ア	滞納者	年度末における滞納者数	人	11,533	11,500	11,300	11,000	
イ								
ウ								
⑤ 意 図 (対象をどうしたいのか)	⑥ 成果指標 (⑤意図の達成度を表す指標)	単位	21年度(実績)	22年度(実績)	23年度(見込)	24年度(見込)		
ア	滞納者数の減少	翌年度へ繰越した滞納額	千円	1,570,135	1,480,000	1,470,000	1,460,000	
イ								
ウ								
⑦ 結 果 (どんな結果に結びつけるのか)	⑧ 上位成果指標 (⑦結果の達成度を表す指標)	単位	21年度(実績)	22年度(実績)	23年度(見込)	24年度(見込)		
ア	債務を確実に履行してもらう。	収納率(市税)	%	89.0	90.0	90.8	91.0	
イ								

(2) 事業費

単位:千円

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

予算額	22年度(決算)	23年度(予算)	① この事務事業は、いつ頃、どのようなきっかけで開始されたのか? 昭和25年地方税法の施行により開始。	② 事務事業を取り巻く環境は、開始時期又は5年前と比べてどう変わったのか? 納税意識が低下し、悪質な滞納者が増加している。	
	当初予算額	0			30,106
	補正予算	0			
	予算合計	0	30,106		
決算額	国庫補助金	0	③ この事務事業に対して誰からどんな意見や要望が寄せられているのか? 不公平感が無いように、滞納処分を強化し、滞納者数を減らすべきとの意見が強くなってきている。	④ この事務事業に対する議会から出された意見 特になし	
	県支出金	0			
	地方債	0			
	その他	3,000			
	一般財源	21,936			
支出合計	24,936				

事務事業コード	708111	事務事業名	市税等徴収・滞納整理事務	担当部	総務部
				担当課	収納課

単位:千円	平成22年度(決算)			平成23年度(当初予算)			平成24年度(見込)		
	単独	補助	合計	単独	補助	合計	単独	補助	合計
1 報酬									
2 給料									
3 職員手当等									
4 共済費									
7 賃金	4,215		4,215	5,622		5,622	5,622		5,622
8 報償費									
9 旅費	600		600	765		765	765		765
10 交際費									
11 需用費	4,085		4,085	4,390		4,390	4,390		4,390
消耗品費	1,112		1,112	935		935	935		935
燃料費	825		825	773		773	773		773
食料費									
印刷製本費	1,815		1,815	1,899		1,899	1,899		1,899
光熱水費									
修繕料	333		333	783		783	783		783
12 役務費	15,682		15,682	18,225		18,225	18,225		18,225
通信運搬費	14,451		14,451	15,774		15,774	15,774		15,774
広告料				10		10	10		10
手数料	999		999	2,041		2,041	2,041		2,041
保険料	232		232	400		400	400		400
13 委託料	102		102	635		635	635		635
14 使用料及び賃借料	167		167	202		202	202		202
15 工事請負費									
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費				100		100			
19 負担金補助・交付金	62		62	66		66	66		66
20 扶助費									
21 貸付金									
22 補償補填及び賠償金									
23 償還金・利子・割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金									
26 寄附金									
27 公課費	23		23	101		101	101		101
28 繰出金									
計	24,936		24,936	30,106		30,106	30,006		30,006

財源内訳	国								
	県								
	地方債								
	辺地債								
	過疎債								
	合併特例債								
	その他	3,000		3,000	3,000		3,000		
一般財源	21,936		21,936	27,106		27,106	30,006		30,006
計	24,936		24,936	30,106		30,106	30,006		30,006

補助率	国								
	県								
補助基本額									

平成22年度	当初予算				
	補正予算				
	第1回		第5回		
	第2回		第6回		
	第3回		第7回		
	第4回		第8回		
予算合計					

平成22年度 財源内訳の「その他」の内訳	
税務手数料	
参加費等の事業実施のための収入説明	

事務事業コード	708111	事務事業名	市税等徴収・滞納整理事務	担当部	総務部
				担当課	収納課

2 評価の部 <SEE>		評価	評価理由
A 目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は基本事業の意図(基本シートの結果)に結びつくか?	<input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	滞納整理事務を推進することにより歳入の確保に結びつく
	② 公共関与の妥当性 ・この事業をなぜ市が行わなければならないのか? ・税金を投入して、達成する目的か?	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	地方自治法で定められており、市税は行政の第一の財源であるため当事者である行政が当然に責任を持つべきものである。
	③ 対象・意図の妥当性 ・対象や意図を限定又は追加すべきか?	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 対象を見直す必要がある <input type="checkbox"/> 意図を見直す必要がある	課税された人が納税義務者となるため、対象は妥当である。
B 有効性 評価	④ 成果の向上余地 ・成果指標の現状値をあるべき水準まで向上させることができるか?	<input type="checkbox"/> 向上余地はない(十分に成果が出ている) <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある	納税義務者の期限内納付の意識の啓発及び滞納処分の強化
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止又は休止した場合にどのような影響があるか?	<input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がない	租税の公平性が担保されなくなる
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 ・目的を達成するためには、この事務事業以外の手段はないか? ・類似事業との統廃合や連携を図ることにより成果の向上が期待できるか?	<input type="checkbox"/> 他に手段がない <input checked="" type="checkbox"/> 他に手段がある <input type="checkbox"/> 統合できない <input type="checkbox"/> 連携できない <input type="checkbox"/> 統合できる <input checked="" type="checkbox"/> 連携できる	(他に手段がある場合の事務事業名等) 他の料金等(住宅、保育)と連携した納付推進・啓発
C 効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか?(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない <input type="checkbox"/> 削減余地がある	納税義務者の納税意欲が向上しなければ、経費削減効果が見込まれない。
	⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 ・やり方を工夫して事務事業に係る業務時間を削減できないか? ・成果を下げずに職員以外の対応や委託をできないか?	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない <input type="checkbox"/> 削減余地がある	現体制でも時間外勤務が必要なため人件費の削減の余地はない。
D 公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏っていないか? ・受益者負担が公平公正になっているか?	<input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	納税義務者が対象であり、広報誌等で広報・推進している。
総 括	(1) 1次評価者(課長)としての評価結果	(2) 全体総括(振り返り、反省点)	
	A 目的妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直す必要がある B 有効性 <input type="checkbox"/> 適切 <input checked="" type="checkbox"/> 見直す必要がある C 効率性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直す必要がある D 公平性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	地方自治の基盤となるものであり、更に有効性を高めていく必要がある。	

3 今後の方向性<PLAN>	
(1) 評価結果にもとづく今後の方向性	(2) 廃止又は休止すべきとした場合の理由
<input type="checkbox"/> 廃止 [目的妥当性①②、有効性⑤の結果] <input type="checkbox"/> 休止 [目的妥当性①②、有効性⑤の結果] <input type="checkbox"/> 目的再設定 [目的妥当性①③の結果] <input type="checkbox"/> 事業統合・連携 [有効性⑥の結果] <input checked="" type="checkbox"/> 有効性改善(成果向上) [有効性④の結果] <input type="checkbox"/> 効率性改善(コスト削減) [効率性⑦⑧の結果] <input type="checkbox"/> 公平性改善 [公平性⑨の結果] <input type="checkbox"/> 現状維持・継続	

(3) 具体的な改善計画 ※(1)のチェック項目に対し、具体的にどのように取り組むのか	
① 平成23年度の取組み概要及び期待される効果	② 平成24年度に取り組むべき具体的な内容
納期限内納付の行われなかった納税者に対して、督促状を発送、文書催告、納税相談及び訪問徴収を行う。それでも納付がない方に対して預金調査や給与調査や給与調査、不動産調査などの財産調査を行い、差押・公売・換価の滞納処分を実施する。納税資力のない滞納者については執行停止を行う。	納期限内納付の行われなかった納税者に対して、督促状を発送、文書催告、納税相談及び訪問徴収を行う。それでも納付がない方に対して預金調査や給与調査や給与調査、不動産調査などの財産調査を行い、差押・公売・換価の滞納処分を実施する。納税資力のない滞納者については執行停止を行う。また、電話催告については民間委託の導入を行う。